

奈良県立大宇陀高等学校 いじめ防止対策基本方針

はじめに（本校の方針について）

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがある重大な人権問題である。このことから本校では、すべての教職員が「いじめは重大な人権問題である」という認識をもち、学校の教育活動全体を通じて、生徒一人一人に「いじめを決して行わない」「いじめを決して許さない」という認識をもたせ実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指す。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得る」ものであることから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組として行っていくことが求められる。

（1）いじめの定義について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より抜粋

（2）いじめの認知に関する考え方

- ① いじめはトラブルやけんか、ふざけあいと見えるものの中にあると考え、限定的に解釈せず、認知に当たる。
- ② いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげる。
- ③ 生徒間トラブルと捉えた事例の中に、いじめと認知すべきものがある可能性を踏まえ、いじめの定義に従い適切に判断する。
- ④ 発生しているいじめを、初期段階のものも含め漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組む。

2 いじめ防止のための体制

（1）いじめの防止等のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条 抜粋）

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の複数の教員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される。 【別紙①】

（2）いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止と早期発見のためには、学校教育全体を通じて組織的・計画的に取り組んでいく必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。年間計画の作成に際しては、生徒等への指導や職員研修、保護者や関係機関との連携等に留意する。 【別紙②】

3 いじめ問題への取組

いじめ問題に対応する組織・いじめ防止のための取組について別に定める。 【別紙①】 【別紙②】

（1）未然防止

いじめを生まない土壌づくりのため、教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境をつくり、その雰囲気が生徒に伝わるのが重要。又、生徒一人一人に応じた成果を発揮できる場を設定し、努力したことを認め合い、互いに尊重できる集団づくりに取り組む。これらを、家庭や地域と連携し共通理解に努める。

（2）早期発見

いじめは大人の目につきにくく、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多く、また、いじめを行う側と受ける側が絶えず入れ替わるという認識をもつことが必要である。したがって、些細な兆候も見逃さずに早い段階から適切に関わり、積極的に発見に努め、認知する。

（3）早期対応

いじめの発見・通報等があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的な対応を行う。また、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた生徒の立場に立って判断、対処するとともに、ケア等必要な支援を行う。又、加害生徒等に対しては、いじめを行う背景や抱えている課題を究明し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。

（4）再発防止

当該いじめの加害・被害生徒等については、解消後も引き続き日常的に注意深く観察する。

（5）その他

教育相談体制を構築し、スクールカウンセラーとの連携や定期的なアンケート調査・面談の実施、個人別生活カードによる記録とその活用に努める。

4 重大事態への対応

生徒等の生命・心身または財産に重大な被害が生じている、また相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているなどの疑いがある場合は、速やかに県教育委員会に報告を行うとともに、緊急対策会議により早急に調査を行い事態の解決に当たる。なお、事態によっては、県および県教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

5 その他

「開かれた学校」となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する観点から本方針が効果的に機能しているか、いじめ防止対策委員会等において点検し、必要に応じて見直しを行う。